



農匠自動給水機モニター規約

本モニター規約（以下、「本規約」という）は、農匠ナビみらいプロジェクト運営事務局（以下、「事務局」という）が実施する、農匠自動給水機モニターの参加者に適用します。参加に際しては、農匠自動給水機モニターの募集要領（以下、「募集要領」という）および本規約を確認のうえで、同意いただく必要があります。

第1条（参加の承認）

- 事務局は、所定フォームより参加申し込みを受け付け、必要な審査・手続きを経たのちに、モニターへの参加を承認します。
- 参加を承認された申込者（以下、「参加者」という）へは、事務局より参加の決定を電子メールで通知します。

第2条（モニター期間）

モニターの実施期間は、無償貸与の農匠自動給水機(以下、「モニター機」という)の取得日から2023年12月31日までとします。

第3条（費用負担）

- モニター機の本体代金は無償とします。
- 参加者は、募集要領に記載されている経費を負担するものとします。

第4条（協力事項）

- 参加者は、事務局が開催するWeb研修会や現地研修会に、原則参加するものとします。
- 参加者は、自動給水機の設置や稼働に関する動画および写真の提供、事務局から配布されるアンケート調査の回答等により、情報を提供するものとします。
- 参加者は、氏名、住所、電話番号、その他、申込時の内容に変更があった場合には、速やかに事務局へ変更の連絡を行うものとします。

第5条（モニター参加の中止及び取消し）

- 参加者が自らの都合で、モニターへの参加を中止する場合には、事務局および参加者で協議のうえ、モニターへの参加を中止できるものとします。
- モニターの実施に際して、参加者が下記のいずれかの事由に該当する場合は、事務局はモニター参加を取り消すことがあります。
 - 申し込み内容の全部または一部に虚偽の記載があった場合
 - モニターに係る情報提供に非協力的であった場合
 - その他、事務局がモニターの参加を適当でないと判断した場合

第6条（禁止行為）

モニターの実施に際し、事務局は参加者に対し、次に掲げる行為を禁止します。違反した場合、モニター参加の取り消し等、事務局が必要と判断した措置をとることができます。

- 1) モニター機を第三者に譲渡・転用・転売・名義変更等をする行為
- 2) 事務局または第三者の知的財産権を侵害する行為
- 3) 事務局または第三者の財産を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 4) 事務局または第三者に経済的損害を与える行為
- 5) 事務局または第三者の名誉・信用を毀損または不当に差別もしくは誹謗中傷する行為
- 6) その他、プロジェクトの運営を妨げ、または支障をきたす一切の行為

第7条（秘密保持）

1. 参加者は、モニターにより知り得た情報や、テキストデータ、画像データ及びその他すべてのデータを、事務局の許可なく第三者へ開示又は漏洩すること、モニター調査以外の目的へ使用・転用等をしないことを制約します。
2. 参加者は、事務局から提供されたモニター専用ページのログインID、パスワード等を適切に管理するものとし、正当な理由なく第三者へ開示または漏洩しないことを制約します。

第8条（個人情報・取得データの取り扱い）

1. 事務局が本モニター調査で取得する個人情報等については、農匠ナビ株式会社の[プライバシーポリシー](#)に従い、適切に取り扱うものとします。
2. 申し込み時に入力いただいた情報は、自動給水機の購入と発送手続きのために、グレインマシナリー西日本株式会社およびサタケ豊栄株式会社、一般社団法人農林水産業みらい基金と共有されます。
3. 事務局は、本モニター調査結果を公表するために、取得したデータについて、属性の集計・分析・統計処理を行い、公表用資料を作成することがあります。
4. 参加者が提供する自動給水機の動画や写真等は、事務局が稲作における水管理技術に関する画像コンテンツとして編集し、公表することがあります。

第9条（第三者への委託）

1. 事務局は、プロジェクト運営にかかる業務の一部を、外部の専門業者に委託することがあります。
2. 事務局は、農匠ナビ株式会社の[プライバシーポリシー](#)に従い、委託先と個人情報の保護等に関する契約を締結したうえで、業務を委託します。

第10条（モニター調査の中止）

事務局は、天災・パンデミック・騒乱・その他運用上の事由等により、本モニター調査が実施できなくなった場合に、参加者に事前に通知することなく、本モニター調査を中止することがあります。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 参加者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これ

らに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- 1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - 4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - 5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 参加者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- 1) 暴力的な要求行為
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 5) その他前各号に準ずる行為
3. 事務局は、参加者が反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、参加者に対して何らの催告をすることなくモニターの参加を中止することができます。
4. 参加者は、前項により事務局がモニターの中止を決定した場合、参加者に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。
5. 参加者は、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、事務局に損害を与えた場合、参加者の費用と責任において、事務局に対して損害を賠償（訴訟費用および弁護士費用を含む）するものとします。

第12条 （免責事項）

1. 参加者は、農匠自動給水機の製造元であるサタケ豊栄株式会社が発行する取扱説明書（以下「説明書」という）の記載事項に準拠して、自動給水機を利用します。説明書に記載されている注意事項や手順を無視した使用方法により、自動給水機の破損、故障、人身事故等が発生した場合、事務局は一切の責任を負いません。
2. 自動給水機の利用により水稻の収量・品質を保証するものではありません。また、水稻の生育被害が発生した場合においても、事務局は一切の責任を負いません。
3. モニター期間終了後(2024年1月以降)の故障等については、事務局は一切の責任を負いません。
4. 参加者が虚偽の報告や登録情報の変更を行わなかったことにより、参加者に損害が発生した場合、事務局は一切の責任を負いません。

5. 参加者は、モニターに関連して第三者との間に紛争を生じた場合、自己の費用と責任において、係る損害を賠償または係る紛争を解決するものとし、事務局には一切の迷惑や損害を与えないものとします。
6. 参加者同士の個別の連絡については、参加者同士が責任をもって行うものとします。参加者同士でトラブルになった場合でも、参加者同士の責任で解決するものとし、事務局は一切の責任を負わないものとします。

第13条 (損害賠償)

参加者がモニターに関連して事務局に損害を与えた場合、参加者の費用と責任において、事務局に対して損害を賠償（訴訟費用および弁護士費用を含む）するものとします。

第14条 (規約の変更)

1. 本規約の内容を変更する必要がある場合には、事務局は本規約を変更し、変更後の規約について参加者に電子メール等で通知します。
2. 変更内容について、参加者から2週間以内に返信がない場合は同意したものとみなします。

第15条 (管轄裁判所)

参加者と事務局との間で訴訟が生じた場合、天津地方裁判所彦根支部を専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 (その他)

本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、事務局と参加者間で協議のうえ、定めるものとします。

(附則)

本規約は、2021年1月30日から実施します。

(附則) 改訂

本規約は、2022年3月14日から適用します。

以上